

Title	第一回地方官会議における木戸孝允と地方官
Sub Title	Takayoshi Kido and local government officials in their first conference
Author	鈴木, 紀彦(Suzuki, Norihiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.96, (2013. 3) ,p.143- 177
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130315-0143">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130315-0143</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 第一回地方官会議における木戸孝允と地方官

鈴木紀彦

- 一 はじめに
- 二 第一回地方官会議に対する木戸の認識
- 三 議会運営と地方民会議案に対する木戸の動向
- 四 地方民会議案における地方官の実相
- 五 おわりに

## 一 はじめに

近代日本において、現在の全国知事会のように地方行政官庁の首長が一か所に集まって協議する機会は、明治二年四月に民部省が全国の地方官を招集したのが最初である。明治四年には大蔵省が同様の会議を行うが、いずれも省と地方行政官庁の間で重要課題について議決するというものであった。また同時期に、左院では東京に集まっている地方官を左院に招集して一大会議を行う構想が立ち上がった。この案は結局立ち消えになってしまいが、同様の計画は明治七年に正院に再度提案されている。

このように、民部省、大蔵省、左院が地方と中央の意思疎通・意見交換を目的として会議を開く一方で、地方官会議に単なる会合以上の存在意義を持たせようとしたのは、議長木戸孝允の三権分立構想であった。

木戸は、西欧のような上下院の議会制度を構想していた。明治八年一月の大阪会議で下院としての地方官会議の設置を主張し、四月一四日には大阪会議の成果を「漸次立憲政体樹立の詔」という形で結実させている。また、六月に開催された地方官会議では議長を務めていることから、木戸が地方官会議設置にいかにか心血を注いできたかを示している。

地方官会議そのものに注目した先行研究については、論文や近代憲政史の一事象として取り上げることが多い。古くは稲田正次氏の『明治憲法成立史』上巻<sup>(1)</sup>、最近では明治初期の地方自治の全体像を網羅した渡辺隆喜氏の『明治国家形成と地方自治』<sup>(2)</sup>、地方官会議に焦点を絞って論じた西川誠氏の「解説 第一回地方官会議開催を巡る政治状況」<sup>(3)</sup>があげられよう。論文では飯淵靖久氏が議事機関としての性質に注目し<sup>(4)</sup>、水野京子氏が左院と関連付けて研究をして<sup>(5)</sup>いる。

また、第一回会議については協議された議題、すなわち「道路堤防橋梁ノ事 附リ民費ノ事」「地方警察ノ事」「地方民会ノ事」についての研究がなされている。例を挙げるなら、神崎勝一郎氏が河川対策に注目して、後の内務省の政策と関連付けて論じている。<sup>(6)</sup>

管見の限りでは地方官会議についての先行研究は、会議が政府と民権派地方官の対決であったという前提に基づく考察が多い。<sup>(7)</sup>しかし、征韓論政変や佐賀の乱など騒擾事件が頻発して政府としての土台がまだまだ不安定だった明治八年の段階において、政府によって派遣された内務省の指揮監督下にある行政官の身でありながら政府と対決姿勢をとることができる地方官がどれだけいたのだろうか。そのように考えると、政府と民権派地方官とのイデオロギー論争というのはどれほどの規模だったのか、ほかにも会議を特徴付ける要素はあるのか検証する必要がある。そこで本稿では、地方官会議が開催されることになった経緯と木戸が地方官会議に何を求めていたのかを論じた上で、会議における地方官達の実相を実際の議事録と木戸の書翰や日記などを用いて考察を加えていきたい。

## 二 第一回地方官会議に対する木戸の認識

明治八年に開催された第一回地方官会議は、全国の地方官を招集して会議を行うだけでなく、西欧でいうところの下院としての機能も期待されたものである。そして、そこに至るには大別して在野民権派活動家による自由民権運動と、政府内で行われていた、全国の地方官を招集して行われた地方官会同の二つの流れがあったことは、先行研究ですでに明らかとなっている。

そもそも「地方の官吏が一堂に会して地方の行政について議論する」場が最初に設けられたのは、廃藩置県が行われる前の明治二年である。このときは民部官が府県官五等以上を招集して行ったもので、「御一新に付民政向手を下

す大旨趣書之事」「駆逐之事地方官屹度可致尽力段并永年之良法相立度之事」「新県規則之事」「書府県会議脱胎、郷校、県職制」の四項目について話し合われている。<sup>(8)</sup>

明治五年の一〇月には、大蔵省より正院へ府県令参事開催の伺が提出された。「府県事務地方官エ今一層委任<sup>(9)</sup>」するにあつての正税と雑税の区別を集議すべく提案されたこの伺は、翌六年四月一二日に地方官会同として実現した。しかし、会合を主催した井上馨大蔵大輔と太政官および諸省の対立、ならびに正院から立法官の権限を侵すものと批判された末、井上と補佐の渋沢栄一が明治六年五月の太政官潤色で辞職したことにより、八四件の議題中六六件もの未決事項を残して会同は一二日に閉会してしまう。<sup>(10)</sup>

会同が不調に終わったことを受け、左院では地方官が上京しているうちに左院主催の国会議院を行うことが計画されたが、結局は上程されることなく終わっている。<sup>(11)</sup> 同年五月一八日に太政大臣三条実美は帰県前の地方官を一堂に集め、演説を行った。<sup>(12)</sup> ここでは会同で決定した事項を上奏の上允裁を受けること、以後会議の体裁を整えて毎年開催すること、それまでは従前の制度の通り事務を行うべきことを述べている。

このように大蔵省および左院で進められた地方官会議設置の動きは、征韓論政変を経て一二月に新設された、国内行政部門を司る内務省へ統合された。<sup>(13)</sup> 明治七年一月二九日には参議伊藤博文と寺島宗則より大臣、参議へ制度掛作成の草案が提出され、同年五月二日に地方官会議の開催と議院憲法・議院規則が発表される。<sup>(14)</sup> ついで九月一〇日までに上京の旨が達せられ、初の太政官主催による地方官会議は、着々と準備が整っていった。

会議の準備は、地方官会同の経験がある左院の議官が実質的に行つた。大内史土方久元、大外史中村弘毅、左院三等出仕の松岡時敏、二等議官高崎五六、四等議官の藤沢次謙、三浦安、南部廣矛が御用掛に任せられ、書記官には左院一等書記官本田親雄、二等書記官細川廣世、三等書記官太田卓之および北川泰明が就任している。<sup>(15)</sup>

一方で、明治七年は佐賀の乱、台湾出兵、民撰議院設立建白書など、国内外での騒擾で政府が忙殺された年でも

あった。ついには、台湾出兵による事務の煩雑を理由に地方官の参集を延期する事態にまで発展し、御用掛も一度解散している。<sup>(17)</sup>

事態が再び動き出すのは明治八年一月、大阪会議の開催である。伊藤は大久保と木戸、板垣の間を取り持ち合意形成する過程において、草案となる綱領を作成している。洋行以降、政体構想に興味を示していた木戸と、民撰議院設立建白書を左院に提出していた板垣は綱領に明記された元老院と地方官会議に注目し、参議への復帰を了承した。ついで四月一四日にはいわゆる「漸次立憲政体の詔」を布告し、大阪会議の協定事項を政体改革の一事業として公文化した。

従来までの地方官会議というものは、単に地方行政における問題点、便・不便を集議することを目的とするものであった。そこに下院としての意義を見出そうとしたのは、欧米視察から帰国した木戸孝允である。帰国直後の明治六年七月、木戸は伊藤の依頼により「憲法制定の建言書」<sup>(18)</sup>を提出しているが、明治六年一月二〇日の時点において、木戸は議会について「他日は非元老院下院の二院は不被差立は不相成」<sup>(19)</sup>と、その必要性を認識していた。

しかし、それが直ちに木戸が当時から地方官会議の必要性を認識していたと断言できるかと言えば、必ずしもそうとは言えない。欧州から帰国した明治六年六月以降、木戸は議院制度の必要性こそ論じることはあれども、地方官会議の必要性までは言及していない。また、従来の大蔵省主催の地方官会同に木戸は関与しておらず、明治七年の地方官会議の際には大久保が佐賀の乱鎮圧に東京を離れている間に内務卿の代理を勤めていたにもかかわらず、管見の限り日記および書翰に地方官会議の準備について一言も触れられていない。木戸が関わっていない理由としては、当時すでに伊藤を始めとする地方官会議御用掛が設置されていたこと、また議案の検討が始まる前に木戸が政府を去ってしまったことが考えられる。木戸が台湾出兵に憤慨して政府を去った七月以降は、日清開戦を回避する方策として「本邦疲弊其害不可圖地方官集會の好機を以人民名代たるの名義を盡し建言あらば上は朝廷の補助下は人民の幸福な

らんと欲す」とするのみであった。<sup>(21)</sup>

さらに彼は明治六年一月二〇日の日記で、政体について「他日是非元院下院の二院は不被差立ては不相成に付他日可被差立の譯を以政府體裁中へ二院の名は被定置度事」と記している。すなわち、いづれ元老「院」と下「院」を設置するからそれまで右「院」左「院」の名は残しておくべきというのである。

これらの事実から、木戸が構想する二院制の下院と明治七年に開催予定だった地方官会議は理念の異なる別物であるという推測ができる。木戸の考える下院はあくまで文明開化が成熟した社会によって選ばれた公選議員によって成るものであり、いまだ騒擾事件が頻発し人民の開明が進んでいない明治八年において、内務省からの出向に過ぎない地方官が集まる地方官会議は木戸の考える三権分立構想とは趣を異とするものである。このように考えると、木戸が公選議員による議会の開設は時期尚早と考えて「偏に從來之習俗と人智之品位と國之貧弱とのみ顧慮いたし漸を以徐々勧誘いたし大に教育にこゝろを用ひ其目的を爲」そうとしていたこと、<sup>(22)</sup>地方の議会から漸次民選議院に積み上げていく方針を構想していたこととも一致するのである。<sup>(23)</sup>

それでは、木戸は地方官会議についてはどのように考えていたのか。明治七年九月一五日の服部一三宛書翰によると、彼は巷で議院論が流行していることについて「時も人位も不知ものゝ所説も不少候へ共何分如此年年々混雜候而は人民もたまり不申」と不平を漏らしながらも、「軽率議院などゝ申事は不同意に御座候へ共何と歟議院様之ものにも無之而は終に治りは相着き不申歟と存申候」とも考えていた。

そこから推測できるのは、木戸にとって地方官会議は将来的に公選議員によって構成される下院を運営するための予行演習、また現状において世間に高まる議院論を発散させるものとしての意味合いがあつたのではないだろうか。少なくとも、地方官会議の復活がすなわち下院の誕生であるという認識ではなかつたことは間違いない。

そのような木戸にとって、明治八年の地方官会議はどのように映り、議長就任の話をどのように受け止めていたの

か。結論からいえば、木戸は当初辞退している。<sup>(24)</sup>伊藤が議案の整理、規則の運用、その他會議に関する雑務を引き受ける旨を述べてようやく依頼を承諾しているのである。<sup>(25)</sup>

しかし木戸の本心は、議長就任の話を迷惑とすら感じていた。六月二日に議長を正式に拝命した木戸は、その日の日記に「漸次民撰議院を構成する余平生の持論故」<sup>(26)</sup>に引き受けざるを得ない旨を記している。さらには、會議閉院後には青木周蔵へ「去月地方官之議長を被命些迷惑に御座候得共地方官も昨年来之行きかゝりも有之紛紜之末に付」<sup>(27)</sup>固辞するわけにはいかなかった旨を漏らしている。同様の趣旨は中井弘にも漏らしており、いかに不本意の仕事であったかが窺えるというものであろう。<sup>(28)</sup>

このように、木戸は「漸次立憲政体樹立の詔」では元老院と地方官會議の設置を主張しながらも、地方官會議を直接取り仕切る立場に就くことには極めて消極的であったことが窺える。

そもそも、明治八年の地方官會議の開催自体が、木戸の政体構想と関わりないところで進んでいる。明治七年五月に太政官第五十八号達で公布された地方官會議開設に伴う議院憲法の第一条には、「會議ハ各地方長官事ヲ議スルノ会ニシテ毎年一度之ヲ開テ以テ常例トス」<sup>(29)</sup>と明記されている。政府も八年に再度開催することを前提としており、一月一四日に太政官は各省へ「近々地方官會議參集可被仰出候条右會議ニ附スヘキ条件兼テ相達置度ニ付其省意見早々可申出此旨相達候事」<sup>(30)</sup>と、地方官會議の議題を募っている。

すなわち、仮に木戸が帰朝していなくとも明治八年に地方官會議が行われていたことは確実であった。そう考えるならば、木戸を地方官會議の立役者と見ることは難しく、むしろ明治七年の地方官會議の開催を取り仕切った伊藤を始めとする制度取調掛こそ、まことの功労者と言えはしないだろうか。結果から見れば、木戸は大阪會議で議院論を主張したために不本意にも議長の任を受けざるを得なかったと言える。

かといつて、木戸が議長の役職を怠惰に務めたわけではなく、むしろ急進的な民選議院論を抱く民権派地方官と対

決する姿勢を明らかにしている。憲法規則をめぐる議論では「防塁を防り終に規則中へ落し入<sup>(31)</sup>」れ、「一芝居やらかし<sup>(32)</sup>」て会議を取りまとめるといった強引な運営をこなしているのである。

それでは、木戸は地方官会議にいかなる目的を持って臨み、いかなる成果を残したのだろうか。以降、実際の会議を時系列順に追いつつ、書翰や日記を交えて論じていく。

### 三 議会運営と地方民会議案に対する木戸の動向

六月二日に三条実美より正式な沙汰を受けた木戸が最初に行ったことは、翌三日より地方官御用掛の別局に通いつめ、議院憲法などの取調べを行うことだった<sup>(33)</sup>。以降、六日を除いて毎日別局で研究を行った木戸は一四日、議院規則の改定を行う。

これは従来 of 規則の不備や語句の矛盾を修正したほか、規則第七則の修正と第一九則の削除を行ったものである。第七則の修正では「議院ニ參シタル中ハ孰モ一般人民ノ代議士ト心得ヘシ」とする条文を「孰モ一般人民ニ代リ其便否ヲ協同公議スヘシ」と直し、地方官を通じて建白書および願書を提出する際の手順を定めた第一九則を削除<sup>(34)</sup>した。これによって、規則上では一般人民と地方官を分断して地方官会議は立法機関の下院ではなく行政上の調整機関という性格を付与された。

これと並行して、木戸は地方官会議に上京した人物とたびたび面会している<sup>(35)</sup>。面会した地方官は木戸と親しい山口県令中野梧一、度会県権令久保断三、鳥取県令三吉周亮のほか、宮城県権令宮城時亮、広島県権令藤井勉三で、一日には自ら神戸県令神田孝平を訪ねている<sup>(36)</sup>。このほかにも地元山口県から来た傍聴人林宗輔、本間延助、田原清平、瀧口治三、樽崎五百輔が木戸邸を訪ねている<sup>(37)</sup>。

議長就任から二週間あまりの間に行われたこれらの行動から分かることは、木戸が地方官会議を単なる地方官が一堂に会する議場から、いわゆる民権派地方官との対決の場へと作り替えていったということである。

前日には予行練習をするなど周到な準備を経て、六月二〇日に明治天皇臨御による地方官会議開院式が行われた。<sup>(38)</sup>式そのものはつつがなく終了したが、その後には神戸県令神田孝平らによる議院憲法および規則に関する紛議が起こった。<sup>(40)</sup>木戸は「此議院なるものは憲法中より生出せしものに付元より容易に不經經驗不經順序」動かすわけにはいかないとして、議長職権で強引に場を抑えつけているが、この紛議についてはその日のうちに書翰で伊藤や大久保に愚痴をこぼしており、伊藤が作った規則の不備を批判している。<sup>(41)</sup>

二日は規定により休日だったため、実質的な論戦は二日から始まることとなった。<sup>(42)</sup>政府の議案作成が遅れていたため、すでに議案が出来上がっている警察議案から審議することとなった。<sup>(43)</sup>

第一次会の冒頭、木戸は会議に先立って議案の趣旨を説明している。その最後には「今回ノ會議ハ如何ナル成跡ヲ顯ハスヘキカ預シメ臆定シ能ハサル所ナレトモ各員力同心協力シテ聖意ニ適フ様ニ黽勉アラシテ冀望イタス也」<sup>(44)</sup>と「聖意」であることを強調して、議員に円滑なる議事進行を要請した。

実際の議事は、木戸が修正を加えた議院規則に則って三読会形式で行われた。<sup>(45)</sup>通常午前に行われる第一次会では、議長が議案の趣旨を演説し、続いて書記官が議案を朗読する。このとき、各議員は議案の条文について不明な点があれば列席の主務官員に質問することができた（第一一則）。質疑応答が終わると議長は一次会の解散を宣言し、議員は一旦議案を持ち帰って検討することになる。

その日の午後には議員の同意を経て第二次会が開かれ、各員は所見を表明、あるいは書に認めたものを朗読した上で討論する（第一二則）。第三次会では議員の意見を聞き、改めて可否を問う（第一三則）。その方法は、議案の表面に「可否」のどちらかを朱で書き、議長に提出するというものであった。

議場において、木戸は会議の秩序を守ることに腐心し、また議論が白熱して本来の趣旨から外れたり会議の秩序が乱れることがないよう、その都度注意を促している。例を挙げると、会議が本格的に始まった二二日午後の第二次会費は、警察議案第一條に示された警察費の官費と民費の割合が議題に上った。政府が議案として示した官費として警察費の三分の二を負担する案に対して全額負担案、四分の三負担案、三分の一負担案など各員が次々と所見を述べる中、福島県令の安場保和は次のような意見を述べた。

此議可否ヲ論シ難シ何トナレハ民費ニ属スル者独リ警察ノ一事ニ止ラス道路堤防橋梁其餘民費ニ出ツル者多シ然ルニ未タ一定ノ則ナシ故ニ全体ノ民費何程ヲ賦課ス可キヤノ法定タサレハ警察ノ費ヲ論シ難シ

このような、議論の前提を崩しかねない安場の主張に対して、木戸は条文が提案された背景を以下のように述べて却下している。

天下ノ税法一定セハ民費ニ属ス可キ部分ノ界限立テ警察ハ必ス民費ニ属ス可キ者ナリ今コノ界限定マラサルカ故ニ此議ヲ起スニ至ルノミ若シ民費ノ部分一定セサレハ議シ難シトセラル、カ

またこの日の最後、各員が意見陳述をしたところで木戸は議員の意見を四つに集約した上で決を求めた。木戸の求めに依じて議員は自らの主張する案に賛意を示し、結果として「官費ヲ三分ノ二ト定メ其一分ハ地方ノ適宜ニ課スルノ論」に決まった。すると幹事長の神田孝平は「三分ノ二ヲ官費トシ其一分ヲ地方ノ適宜トスルノ論ハ計算上ニ於テ疑フ可キ者ナリ」と、決議の後にもかかわらず異議を唱えた。幹事の中島信行がすぐさま反論して木戸が議会の解散

を宣言したためそれ以上のことはなかったが、木戸の対応が誤っていたら再び長時間の議論になっていた可能性は否定できない。<sup>(47)</sup> 會議の直前、木戸が伊藤へ宛てた書翰には「尚々先日憲法規則等多々紛議御座候得共、始が大事と漸取押へ申候」と書かれているが、この日の會議が三時過ぎ<sup>(48)</sup>と早めに散会したのも、初日ゆえというわけではないであろう。

翌二三日に審議された警察議案第二條は、官吏選卒の設置を土地ごとにするか人口ごとにするかが論点であった。午前の會議の終盤にて、木戸が議論をまとめて決を取ろうとした際、神田孝平、楠本正隆、渡邊昇より議長へと質問が向けられた。質問の内容は残されていないが、木戸は質問に対して以下のように答えていることから、官費として支給する警察費の金額についての質問であったのであろう。<sup>(49)</sup>

政府ヨリ一縣ノ警察費用トシテ出ス所ノ金額ハ人口ニ應シ割渡スヘシ故ニ今選卒配布ハ土地ノ廣狹ニ依ルヘキカ人口ノ多寡ニ依ルヘキ乎ノ目ヲ擧クレハ自カラ出額ノ目的モ定ルヘキナリ

午後の會議では、地方警察の屯所および分屯所の設置基準と官吏の配置人数が審議された。こちらは官吏の人数について細目の異なる意見が数多く表明されて議論の集約が難しくなったことから、木戸は選任委員が調査の上で會議を開くことを宣言し、概要のみを採決すべく起立を求めた。小會議の人員の選出においてもひと悶着あったため、最終的に散会したのは午後四時三二分で、いかに會議が紛糾したかが分かる。

木戸が宣言した通り、二四、二五日には総小會議が開かれた。小會議は議員規則により幹事長神田孝平が会主を務めたが、「算計等に疎漏」があったため結論が出ず、二七日に再び総小會議を開くことになった。<sup>(50)</sup>

このように議長として會議の取り仕切りに苦勞する一方で、木戸はこの頃から議案が政府から下附されてこないこ

とに焦りを見せるようになった。実は会議日程初日、つまり二二日の時点において、地方民会議案どころか次に審議する予定の道路堤防橋梁に関する政府案すら出来上がっていないのである。二二日の会議前には「政府上御一決に相成候へは少し前に僕丈は一見いたし大意を了得仕居不申而は差問申候間御調次第少しも早く御廻し御願(51)候」と稟便に要請しているが、翌日の伊藤宛書翰では以下のように口調を強め、議案の早期下附に向けて意見を呈している。

續々と議案は御下けに相成不申而は不都合千萬と奉存候先達而用意申上候處預御一論候に付左も可有之歟と相考候處追立られ候様相成甚不工合に御座候且又議案御下けに相成候に付而は僕も一應了得仕置申度旁迅速に御願申候(52)

また、書翰で要望するだけでなく、木戸は実際に正院にて伊藤らと論談して「種々盡力漸一決(53)」し、また主務官員の石井省一郎とも相談するなど、積極的に介入する姿勢をみせている。

それでもなかなか動かない政府に苛立ちを見せる一方、地方官や傍聴人の動向も木戸にとっては心配の種であった。二四日から二六日の間、伊藤や井上馨と頻繁にかわした書翰の中には、阿波藩邸に傍聴人を招いて「頻に民権論を主張候而政府に相迫るなど、申流説(55)」が盛んに流れていることに警戒している。とりわけ小室信夫(56)が首謀者であるとの噂にはにわかに信じることができなかつたらしく「謀主の様相響く甚不夫面白(57)」と怒りを表したうえで「小室へは弟より此事を尋ね」る意思を明らかにしている(58)。

実際のところ、民権派は阿波藩邸に各県の傍聴人を誘って工作を行い、傍聴人らを通して議員、あるいは会議そのものに影響を与える計画であった(59)。この活動は後述のとおり、建言書という形で結実する。

さて、木戸の催促と協力の甲斐あつて二六日に道路橋梁議案の草稿が出来上がり、翌二七日に予定していた小会議

を順延して議案の下附がされた。天皇臨御の下で議長による趣旨説明の後、「會議期日アリ既二三四日ヲ費ス光陰漫過ス可ラス<sup>(60)</sup>」として議論を急ぐ議員らの意見に従いすぐに主務官員への質疑応答が行われた。

同日午後一時三十分より始まった第二次会に臨んで、木戸は警察議案を審議した際の混乱を取り上げて「前會動モスレハ議事規則第七則ヲ踐行セサル事アリ今ヨリコレヲ改メテ正ク規則ヲ踐履」するよう求めた<sup>(61)</sup>。この時に議論の焦点になったのは道路橋梁議案の第二條における「伊勢神宮への道を一等国道にするか否か」「元（ママ―筆者）案文中の『接続』の文字を別の文言に変更するか否か」の二点であったが、議長があつてか第二次会は規則に則った議論が行われた。もともと審議そのものは大して進まず、四時五二分に散会している<sup>(62)</sup>。

道路議案の第二條から第三條まで討議された二八日以降の議事録は議院側の事情で簡素なものとなるが、それでも二八日の議事録は膨大な量となった。木戸が第二條の細かい内容を、すべて本會議で議決しようとしたためである。

結局、途中で楠本の建言で小會議に附することになり、第三條がほとんど議論されずに原案に附言をつけるだけに終わってしまった。二九日の議事は道路議案の第四條についての議論であつたが、動議だけで五件が出され、各員が議論を交わした末に木戸が「此議を到底決議せんこと」を発言した結果、ついには第四條を分割して後半を第五條と成すことに決まり、文言の細目は再び選任小會議に附すことに決まった<sup>(64)</sup>。

このように、「別に結局手間取候事とも被相考不申<sup>(65)</sup>」と高をくくっていた道路議案が予想外の難航を見せる一方、背後に控える政府と民権派の工作はいよいよ激しさを増していく。

工作の手は傍聴人だけにとどまらず會議に参加している議員にも及んだ。二六、二七日には板垣邸に県令が招かれ、「餘程民権論を煽動<sup>(66)</sup>」されたという。こういった民権派の種々の活動に惑わされる県令や傍聴人を木戸は「実に上は天皇陛下之罪人下は則人民ども之罪人に而實に可惡もの」と厳しく断じ、同じ長州出身の鳥取県令三吉周亮や三重県参事鳥山重信までもが民権論に寝返っている事に苛立ち<sup>(67)</sup>、對抗して同様の手段で多数派工作を行う。

議場の内では議論が紛糾し、議場の外では多数派工作が行われる一方で、最重要問題である地方民会議案の草案は、木戸による毎日の矢のような催促にもかかわらず政府内での決議が遅れている。それまでは書翰の複数ある要件の一部であったり文末などに催促の文言が挟まれていたところが、二七日期に至ってついに、長文に渡って下附を急ぎ立てる書翰が書き送られた。<sup>(68)</sup> その部分を抜粋すると以下である。

民會議案も已に於政府も御評決相濟候邊も段々漏承いたし候議案は時日相かゝり候事と各員も想像たし可成丈迅速御下附に相成候様願出候ものも頻々に御座候頓に地方へも御示相成居候事に而何歎政府上にも有意に而此議案御下附遷延と申様相替候而は却而不面目相考申候今日印書局副長ニ相尋見候處一旦御下けに相成又々調所之方に差戻し候都合に相成候と申居申候彌御一決に相成居候事に御座候は、今日にも印書局へ御下け相願申候無左而は手持無沙汰に而困却仕候事出来可致と相考へ申し候

元來此議案は於政府も徐々と御評議に相成候方愚見に而は可然と相考え警察議案と一同於政府最初御評議之節右之趣發言仕見候得共御高案に而も不可と之御事に付民會議案も御評決に至り候次第今日に至り候而は勢余り遷延候は不可然と奉存候

僕も兎角繁劇に而民會議案も未得と一見不得致御手元に不用之御草稿御座候は、御廻し相願申候

この書翰の影響か、この日の晩までにはようやく地方民会議案が木戸のもとに届いた。そもそもこの議案については木戸が最も内容について注文をつけていたものであり、過去の伊藤宛書翰からその大要と、木戸が既存の民会との兼ね合いをどのように考えていたかを窺うことができる。六月二五日の書翰では、今回の会議によって設けられることになる区戸長会議においては「御垂問に相成候規則を基本として逐條決議」し、すでに開かれている公選民会については中止してしまうと「萬々決而難出来却而早患害を生」ずることになるから、「御垂問相成候公選之規則を基本と爲」すのが良いとしており、作成した公選議院案が無駄にならないよう要請している。

木戸の方針が反映されていると思われる地方民会議案は全一三問から成り、第一問で区戸長会議にするか公選会議にするかを問ひ、第二問以降は第一問の議決次第で公選会議の場合は墨書、区戸長会議の場合は朱書の議問を衆議に附す事になっていた。合わせて公選議員、正副区戸長による府県会案、区群会案が練られ、計五つの議案が想定された。<sup>(69)</sup>公選議員による府県会案は公選の区郡会議員をもつて府県会とする案と、府県会議員を改めて公選する案の二つが想定されている。

以上のようにして、地方民会議案における政府案はようやく木戸の手に渡った。木戸がここまで伊藤を急がせたのは、本来の日程では地方民会議案の審議を六月中に始める予定だったからであるが、<sup>(70)</sup>実際には二七日から始まった道路堤防橋梁に関する審議が翌七月七日まで延びたため、皮肉にも木戸は議案を熟読する時間があつたことになる。

#### 四 地方民会議案における地方官の実相

ここまで、木戸が議長として議場の運営に苦勞していたこと、肝心の地方民会議案の草案作成が遅れていたこと、多数派工作によって地方官会議を地方民会議案における民権派地方官との対決の場に組み替えていったことは、これまでに述べてきた。それでは地方官は皆、地方民会議案で熱い議論を交わしたのかというと、実のところそうではない。そもそも、地方官会議会場の雰囲気は鹽谷いわく「各々眞面目に見えしは最初の一二日間のみ其後は各幹事と二三輩を除くの外大方は輕侮怠慢の體を顯はし議事最中に居眠りをするものあり軒をかくものあり欠伸をするものあり」と、地方官会議に対する意気込みは議員によって相当な差があり、木戸はたびたび議員に対して注意をしている。<sup>(71)</sup>つまり、会場内の勢力は少数の政府側地方官と民権派側地方官、そして大多数の関心が低い地方官に分類できる。<sup>(72)</sup>

役職	議員名	地方民会の有無	警察 議案	道路橋 梁議案	堤防 議案	地方民 会議案	民会議案で の意見	七月八日の 演説の記録	合計	
愛知県令代理	権参事	生田純貞	なし	1	0	0	0	区戸長会案	発言なし	1
堺県令		税所篤	区戸長会	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
宮崎県参事		福山健偉	なし	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
福島県令		安場保和	公選民会	4	3	5	1	公選会案	あり	13
茨城県権令		中山信安	なし	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
水澤県権令		増田繁幸	区戸長会	2	0	1	1	区戸長会案	あり	4
鹿児島県令		大山綱良	なし	0	0	0	1	区戸長会案	あり	1
鳥取県令		三吉周良	公選、区戸長	2	0	1	1	公選会案	あり	4
京都府知事代理	参事	横村正直	なし	3	3	0	4	区戸長会案	あり	10
大分県令		森下景端	なし	3	2	0	1	区戸長会案	省略	6
度会県権令		久保断三	区戸長会	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
小田県権令		矢野光儀	なし	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
東京府知事		大久保一翁	なし	0	0	0	0	公選会案	発言なし	0
岩手県令代理	参事	竹中寛	区戸長会	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
椋木県令		鍋島幹	なし	3	0	3	1	区戸長会案	あり	7
名東県権令		古賀定雄	区戸長会	4	1	0	0	欠席	—	5
長野県参事代理	権参事	小倉勝善	なし	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
白川県権令		安岡良亮	区戸長会	5	6	7	11	区戸長会案	あり	29
筑摩県権令代理	参事	高木権矩	なし	1	0	0	1	区戸長会案	省略	2
飾磨県権令代理	権参事	岡崎真鶴	なし	1	2	3	1	区戸長会案	省略	7
静岡県権令代理	参事	毛利恭助	なし	1	0	0	0	区戸長会案	発言なし	1
秋田県権令代理	参事	加藤祖一	区戸長会	2	1	0	1	公選会案	省略	4
三重県権令代理	参事	鳥山重信	なし	3	0	1	1	公選会案	あり	5
若松県令代理	権参事	小池浩輔	区戸長会	2	0	2	1	区戸長会案	省略	5
熊谷県権令代理	七等出仕	根本公直	区戸長会	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
新川県権令		山田秀典	なし	5	1	3	2	区戸長会案	省略	11
山形県権令		関口隆吉	公選民会	3	1	4	1	公選会案	あり	9
浜松県令代理	参事	石黒務	なし	3	0	0	0	公選会案	発言なし	3
浜田県令		佐藤信寛	区戸長会	2	1	1	1	区戸長会案	省略	5
酒田県令代理	参事	松平親懐	なし	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
足柄県令代理	権参事	城多重	なし	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
豊岡権参事		田中光儀	なし	5	3	4	6	区戸長会案	あり	18
青森県参事		鹽谷良翰	区戸長会	0	0	1	1	公選会案	あり	2
小倉県権令代理	七等出仕	森長義	区戸長会	0	0	0	0	公選会案	発言なし	0
岐阜県参事		小崎利準	なし	1	0	1	0	区戸長会案	発言なし	2
置賜県権令		新庄厚信	なし	1	1	0	1	公選会案	省略	3
長崎県令		宮川房之	区戸長会	1	1	0	2	公選会案	省略	4
宮城県権令		宮城時亮	公選民会	2	1	1	3	区戸長会案	省略	7
和歌山県令		神山郁廉	区戸長会	1	0	0	0	公選会案	発言なし	1
敦賀県権令		山田武甫	区戸長会	0	1	1	1	区戸長会案	省略	3
石川県権令		桐山純孝	区戸長会	3	0	0	1	区戸長会案	省略	4
佐賀県令代理	七等出仕	伊藤謙吉	なし	1	0	0	1	公選会案	省略	2
埼玉県権令		白根多助	—	2	0	1	0	区戸長会案	発言なし	3
愛媛県権令		岩村高俊	区戸長会	3	2	5	5	公選会案	あり	15
相川県参事代理	権参事	磯部最信	なし	0	0	1	2	区戸長会案	あり	3
滋賀県権令		籠手田安定	なし	5	1	4	2	区戸長会案	あり	12
鳥根県令		井関盛良	区戸長会	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
高知県権令		岩崎長武	公選民会	1	0	0	1	公選会案	省略	2
磐前県権令		村上光雄	区戸長会	0	0	0	0	公選会案	発言なし	0
奈良県権令		藤井千尋	区戸長会	1	1	0	2	公選会案	省略	4
三浦県権令		岡村義昌	—	1	4	1	2	公選会案	省略	8
北條県参事代理	七等出仕	鈴木薫	公選、区戸長	0	0	0	0	公選会案	発言なし	0
広島県権令		藤井勉三	なし	0	0	0	0	区戸長会案	発言なし	0
岡山県参事代理	権参事	西穀一	なし	3	1	0	1	公選会案	あり	5
山梨県令		藤村紫朗	なし	4	4	1	6	区戸長会案	あり	15
山口県令		中野梧一	区戸長会	3	1	5	1	区戸長会案	あり	10
大阪府権知事		渡邊昇	区戸長会	7	9	9	10	区戸長会案	あり	35
神奈川県令		中島信行	区戸長会	10	8	8	5	公選会案	あり	31
兵庫県令		神田孝平	区戸長会	7	3	7	17	折衷案	あり	34
千葉県令		柴原和	公選民会	8	6	7	10	区戸長会案	あり	31
新潟県令		楠本正隆	区戸長会	3	4	8	7	区戸長会案	あり	22
福岡県令		渡邊清	なし	4	6	7	4	区戸長会案	省略	21
合計				127	78	103	121			

それは、議事録に残されている発言を数値化することで裏付けることが出来る。表は、議員の治める府県で民会がどのような形で開かれているか、議員がそれぞれの議案に対して発言した回数、地方民會議案でどちらの意見に賛成したか、演説内容が議事録に残っているか否かを、議事録を元に表にしたものである。

議會全体を通して中島信行<sup>(76)</sup>、神田孝平<sup>(77)</sup>、柴原和の<sup>(78)</sup>発言数が飛びぬけて多いことは多くの先行研究ですでに指摘されているが、藤村史朗<sup>(76)</sup>、中野梧一<sup>(77)</sup>、渡邊昇<sup>(78)</sup>、楠本正隆<sup>(79)</sup>、渡邊清<sup>(80)</sup>のほか、安岡良亮や田中光儀の発言数が多いことも鹽谷の回顧と一致している。しかしそれは逆に言えば、それ以外の地方官の発言が極端に少ないということでもある。六月二八日以降の議事録が大幅に省略されている点を考慮する必要があるが、會議全体で発言が一〇回未満の議員が四名、その内で議事録に残るような発言を一度もしていない地方官が一八名もいることは、初めての會議であることを鑑みてもいささか多いと言わざるを得ない。

それでは政府側地方官、民権派地方官、消極的な地方官は地方民會議案に対してどのような態度で臨み、審議に参加したのだろうか。以下、議事録に残っている発言から検証していく。

七月八日の審議は、以下のような木戸の演説から始まった。

明治七年五月二日并ニ本年四月十四日ノ詔書ノ如ク一般人民ノ善事進歩ヲ望マセラルタハ固ヨリ言ヲ俟タス近來間々地方官ノ意ヲ以テ或ハ民會ノ端ヲ開ク者アリト雖モ未タ全國ノ通法アラス因テ今此法案ヲ下附セラレタリ抑維新以來日タル尚淺ク都鄙ノ景象大ニ相異ナル者アリ一縣内ニ在テモ其通邑ト偏地トハ頗ル同シカラス夫レ議會ナル者ハモト人民ヨリ起リ而メ政府隨テ其法制ヲ設クルモノナリ又些少ノ人員ヲ以テ成立スヘキ者ニ非サルナリ且議會ノ起ルニ方テハ小邑區會府縣會ノ順序アリ故ニ今實際ノ情勢ニ適應スル所ヲ以テ公平忠実ノ衆議ヲ盡サレン事ヲ希望セララルノ聖意ナリ

演説を受けて渡邊昇は「政府既ニ民會ヲ起コスニ決シ而ノ其議員ノ選方ヲ議セラルタカ又ハ會議ヲ起ス可キヤ否ヲ問ハルタカ」と尋ねた。木戸は「聖上ノ意ハ固ヨリ人民ノ進歩ヲ望ミ給フナリ」と、再び明治天皇の意思であることを強調しつつ肯定した上で、この議案がそれまでの議案と比較して異例な形であることを以下のように述べている。

是迄コノ會議ニ附セラレタル法案ハ大要已ニ定マリテ其方法ヲ議シタルナリ今日ノ問題ナル地方民會議問ハ之ニ異ナリテ先ツ其大要ヲ決議セサル可カラス茲ニ議員規則第十一則ニ從ヒ今日ノ午前第一席ニ於テ御垂問ノ大旨ヲ辨明シタリ今又第二次會ヲ開クニ付キ各員ハ規則ノ第十二則ニ從ヒ各自ノ所見ヲ讀上ルカ或ハ之ヲ演説セラルヘシ然ル後ニ一旦退席シテ後ニ再ヒ第三次會ヲ開クヘシハ規則第十三則ニ從ヒ各員ノ決シタル可否ノ二端ニ於テ多少ヲ驗スルノ時ナリ各員コノ規則ヲ遵奉セラレヨ<sup>(81)</sup>

會議の冒頭に改めて規則に基づき議員に持論の演説を求めている点で、木戸にとっていかに民會議案が地方官會議の正念場であり、この議案を議院の正当性を維持しつつ区戸長会案に結論を落とし込むことが最重要課題であったことが窺えるだろう。

一次会は一時三〇分に終了し、各議員が意見を表明する第二次会は午後一時から始まった。第一次会で木戸が述べたとおり議員が次々と自説を演説していくが、最初に陳述した九人の意見により、議論の焦点は「人民の開化の实情を鑑みたときに、府県下の大小区長や戸長が議員となる区戸長会と、選挙で選ばれた人物が議員となる公選民会のどちらが適切か」という点に絞られた。

それ以降の議員の意見は区戸長案賛成派が渡邊、柴原、楠本と大筋同じであり、公選民会案賛成派は中島、安場とほぼ同じ意見であったため、議事録ではそれらの議員の意見は省略されてしまっている<sup>(82)</sup>。簡略後の議事録では、まずその議員が区戸長会案を支持するか公選民会案を支持するかを明記し、続いて他の議員と違う意見があれば追記する

という形式をとっている。

区戸長会案派である渡邊昇、柴原和、楠本正隆の主張は、以下のようなものであった。

(渡邊昇の見解——筆者)

夫レ理ヲ以テ論スレハ公選民會ヲ至當ナリトスレトモ今日ノ實際ヨリ觀察スレハ人民開化ノ度ニ於テ區戸長會ヲ適當ナリトス可シ抑モ公選民會ハ其人ヲ得レハ真正ノ利益アリト雖モ若シ其人ヲ得サレハ徒ラニ開化ノ態ヲ模擬スルニ過キスシテ却テ行政上ニ害ヲ致ス可シ……(中略——筆者)……或ハ云ハン區戸長ハ行政官吏ナリ議員タルヘカラスト然レトモ我輩此席ニ在ルモノハ現ニ行政官ニ非スヤ是レ僕カ區戸長會ヲ以テ更ニ事實ニ妨ケ無シト見認タル所ナリ人民ノ地位ハ何所ニ在ルカト問ハ々斷然コタニ在リトスヘシ將タ民會ノ趣意ニ至リテハ問ヲ蒙リタル時ニ當リテ陳述スヘシ

(柴原和の見解——筆者)

議問ノ文中ニ(新タニ議會ノ法ヲ設ケ公選ノ議員ヲ用フル)ト(妨ラク區戸長ヲ以テ議員トスル)ト云々トアリ苟シクモ此(新タニ)ト(妨ラク)トノ二語ヲ玩味セハ政府ノ目的ノ公選ニ歸著スルハ瞭然ナラスヤ今コタニ大眼目トシテ我輩ニ御下問アル所ハ目下人民進歩ノ度ハ何所マテ達セシカ我輩地方ニ在リテ新驗スルニ付キ公平ナル思想ヲ以テ其度ヲ量リ之ヲ演說セヨト命セラレタリナリ……(中略——筆者)……我千葉縣ノ實跡ヲ以テ之ヲ言ハン前年以來ニ重選舉ノ法ヲ以テ人民ノ代議人ヲ舉ケ縣會ヲ開キタリ然ルニ其ノ初人民議事ノ何物タルヲ知ラサルノミナラス代議人タル者モ議事ノ體裁ヲ辨セサル者多ク故ニ縣令議長トナリ且各掛十一等以上ノ官吏ヲ議員ニ加ヘ議事ノ法則等ヲ慣習セシム然ルニ官吏ノ中或ハ一ノ音聲ノ議ヲ發シ之ヲ敷衍明辨スルトキハ滿場聳然トシテ傾聽シ復タ異議ナシ是ヲ以テ通常決議ノ法外一種ノ命令決議ナル者ヲ並ヒ行ヒ以テ其弊テ拯ヒ僅ニ議事ノ體面ヲ成セリ故ニ議員ハ公撰ニ係ルト雖モ其實官民協同會議ロモ謂フヘシ單純ナル民會ニ非ルナルナリ

(楠本正隆の見解——筆者)

天下ノ情勢ヲ見ルニ人民ハ概子公選民會ノ何モノタルヲ知ラス假令ヒ區戸長會ヲ以テ一般ニ舉行セシムルモ僕ハ尚ソノ能ク盡ク端緒ニ就キ得ヘキカヲ保スル能ハス況ンヤ公選民會ノ規則ヲ天下ニ頒布シ之ヲ遵奉セシメント欲スルニ於テヤヤ是レ徒ラニ各ノミヲ貴シテ更ニ其實際ノ功績如何ヲ顧ミサル者ナリ夫レ民力ヲ養ヒ人智ヲ進マシムル上ハ民會固ヨリ開カサル可カラスト雖モ未タ之ヲ開クヘキノ期ニ至ラスシテ開クハ之ヲ漫リニシテ弊害ヲ招クニ過キス是尤モ掛念スヘキ處ニ非スヤ……(中略——筆者)

……區戸長ヲ公選ニ舉クル時ハ已ニ人民ノ歡望ニ係ル輩ナリ此輩ヲソテ集テハ議員ト成シ散シテハ區戸長タラシメハ其便宜ハ云フ迄モナク實ニ日本人民ノ適度ニ應スル者トナルヘシ

三人は自分の治める府県ですでに区戸長民会を開いている点で共通しており、その経験からいまだ人民の文明開化の程度は公選民会を開くまでに至っていないと主張しているのである。

一方の公選民会案派は、中島信行と安場保和の両者の意見が代表的である。

(中島信行の見解——筆者)

聖意ハ既ニ公選民會ヲ起スニ決シ給フナリ諸氏ハ徒ラニ人民ノ地位未タ公選會議ヲ開クノ度ニ進マサルヲ口實トセリ若シ眞ニ其度ニ進マサルトセンカ區戸長會モ亦其適度ニ應セサル可シ若區戸長會ハ人民ノ度ニ應センカ何故ニ公選民會ハ之ニ應セサルカ僕ハ諸氏カ眼目トシタル應不應ノ間ニ於テ更ニ明瞭ナル道理ト實證トヲ見出サス區戸長ハ縣令カ命スル所ノ者ナレハ必ス人才アリ公選議員ハ人民カ選舉スル所ノ者ナレハ必ス人才ニ非ストスルカ僕ハ區戸長カ人才ハカリニ非サルヲ知ル如ク平民ニモ亦人才アルヲ信スルナリ……(中略——筆者)……區戸長ハ如何ナル職務ナルカ即ハチ行政ノ一部ニ屬スルノ官吏ナリ官吏ヲシテ議員タラシム已ニ議會ノ根理ニ反スル者ナリ畢竟區戸長會ヲ開クハ容易ノ業タルヲ以テ之ヲ可トスルニ過サルナル可シ如何ソ難易ヲ將テ此際ノ見解トナス可ケンヤ故ニ僕ハ假令着手ノ初メニ當リ多少ノ難事アルニモセヨ斷然公選民會ヲ開ク可シトス

(安場保和の見解——筆者)

此御垂問ニ答フルニハ先ツ四月十四日ノ詔書ヲ拜讀ス可シ 聖旨ハ明カニ公選民會ノ正理ヲ舉行セシメント冀望シ給フニ非スヤ荷シクモ此正理ニ基ツキ見レハ断然公選ノ方法ヲ以テ人民會議ノ正則ト確定セサル可カラス……(中略——筆者)……事實ヲ論スルナラハ大綱領ヲ論セヨ壓制ノ慣習ヲ廢シ民權ノ張伸ヲ望ムハ是レ即ハチ大綱領ナリ而シテ諸氏ハコノ大綱領ヲ束閣セント欲スルカ故ニ我輩ハ首トシテ此正理ナル公選ヲ正則トシテ遵奉セサル可カラス將タ地方各所ノ實況ニ於テ違カニ此正則ヲ舉行シ難キ程ノ情勢アラハ區戸長會ニセヨ或ハ官民混同ニセヨ變則トシテ姑ク之ヲ行フヘシ

両者ともに漸次立憲政体樹立の詔に示されている「聖意」を根拠に主張しているが、区戸長会を開いている中島は、簡単だからという理由で区戸長会を選択するのは議会の根本原理に反すると区戸長会案を批判し、困難を伴うからといって公選民会を開くことをためらうべきではないと理想論を述べている。対してすでに公選民会にまで至っている安場は地方の実情に応じて区戸長会や官民混同にするべしとして変則を認めるなど、現実的な提案をしているのが対照的である。

これら代表的な意見のほかにも、いくつか議事録に残るような意見があった。その中でも特に目を引くのは、地方民会不要論である。

榎村正直<sup>(83)</sup>は現在の人民の開化の程度を「人民權利義務如何ヲ知ラサル者多ク時勢未タ眞實ノ開化ニ至ラス風俗未タ淳良ノ域ニ進マス憲法規則未タ定ラサル」と断じ、民会を開くより先に学校教育による国民教育を行うべきと論じた。その上で、どうしても開くのならは区戸長会にするべしと主張している。榎村は、この審議が地方民会を開くことを前提としているにもかかわらず、地方民会そのものの存在意義に疑問を呈し、堂々と府県会設置反対を唱えたのである。

さらには、大山綱良も民会設置反対の論を展開している。大山は、第二次会において以下のような演説をしている。

伏シテ日本全國ノ形勢ヲ觀ルニ東京首府ノ地ニ在リト雖モ人情末タ安寧ナラス生産末タ繁殖セス風俗末タ醇厚ナラス盜賊末タ衰止セス而ルヲ況ヤ各地ニ於テテヤ故ニ民會ヲ開キ公議輿論ヲ采リ以テ政ニ施サント欲ス其意美ナラサルニ非ス然レトモ今民會ヲ開ニ於テ其妨害極テ多シ姑ク其大端ヲ擧ルニ人民群集シ嘔々紛論首トシテ地方官員ノ賢愚政事ノ得失ヲ議シ此ノ縣令ハ宜ク逐フヘシ此判任ハ殺スヘシ等ノ事ヲ論シ是ヨリ溯リ左右ノ大臣及ヒ參議ノ黜陟ヲ論シ甚キハ終ニ共和政治ノ論ヲ主張シ政府ハ人民ヲ妨害束縛スルノ地タルヲ唱ヘ萬口同辭必然ノ事ニシテ國家壞亂遂ニ其後ヲ善クス可ラス縱令讒謗律ヲ用ヒ日ニ人ヲ刑スルトモ制止スル能ハス故ニ民會ヲ開クハ他日人民開化進歩ノ時ヲ待チ朝廷地方ノ官員協心同力今日着實ノ政事ニ勉力シ徒ニ文具ヲ事トセサルヘシ<sup>(84)</sup>

そもそも大山綱良は、薩摩藩の出身でありながら鹿児島県の県令を務めているという特殊な立場にいる人物である。廃藩置県の際、旧来の藩主に替わり府県を治める府知事および県令には、他府県の出身者を充てるのが原則となっていた。しかしながら、新政府の進める急進的改革に批判的な立場をとる薩摩藩主島津久光への扱いに苦慮していた維新政府は、例外的措置として大山の県令就任を許していた。

大山は寺田屋事件に際して中心的役割を果たして過激派藩士らの肅清を行うほどの守旧的思考の持ち主で、同じ守旧派の島津久光の意を受けてたびたび新政府への批判を繰り返していた。その大山に加えて島津が、前者は地方官会議の議員として、後者は元老院の議員として参加すべく、東京に滞在していたのだ。

島津久光も大山同様に、地方官会議については否定的な見解を示している。

地方官會議ヲ東京ニ開ク公會テ諮詢ニ應シテ謂フ各地方自ラ其風土ヲ異ニス恐クハ一軌ヲ以テ統治シ難タカラン是レ巡察使ノ設ケナカルヘカラサル所以ナリ地方官ヲ都下ニ會メテ議ヲ開ク其事紛擾恐クハ要領ヲ得サラント<sup>(85)</sup>

それとは別に、大山綱良と違つて磯部最信のように実体験から以下のような地方民会不要論を唱える者もいた。

我カ佐渡ノ如キ尤モ僻地ニシテ人智未タ民會ヲ開クノ域ニ達セス維新ノ後曾テ縣内ノ有名ナル輩ヲ選ヒ官員モ之ニ加ハリテ會議ヲ開キタル事アリシニ更ニ實地ニ益ナキ而已ノミナラス却テ人心ニ應セサルヲ以テ五六日ニテ廢シタリ是ヨリ縣民ハ概子民會ナル者ヲ認メテ區費ヲ浪費ヲ浪費スル者トナスニ至リ既ニ今度モ民會ハ御免ヲ蒙リタシ區戸長會ニテモ開キ度シト言ヘリ<sup>(86)</sup>

意外なのは、民権派筆頭といわれている神田孝平である。幹事長にして會議を通じて最も発言している議員の一人である神田は、両者の折衷案を提示している。

夫レ民會ノ本色ヨリ考察スレハ誰カ公選ヲ非トスル者アランヤ只ソノ公選民會ヲ開クノ期ニ至ル迄ノ間ノ補綴ニハ區戸長會ヲ良トシ或ハ區戸長ヲ民選ニ委シテ議員タラシメ又或ハ區戸長ヨリ一名公選ヨリ舉ケ官民混同議會ノ見込ヲ立ル者アルヘシ

神田が治める兵庫県は公選民会ではなく区戸長会を開いており、採決の際にも彼は自論に投票していることを考えると、その意思の強さが窺える。

最後に興味深い発言を取り上げると、木戸と同じ長州出身でありながら公選会案に賛成した三吉周亮<sup>(87)</sup>は以下のよう

公選民會ヲ開設シ人民ヲ開明ノ域ニ進マシムルハ是叡慮ノ在ル所ニシテ勅諭ヲ以テ之ヲ徴スルニ足ル可シ然レトモ道理ヲ辨明スルノ人民ハ三千餘萬人中ニ一分モナシ國ニ確定ノ憲法ナク村町ニ民間ニ都テ規則トスヘキナシ是施行ノ順序ニ於テ甚タ掛念スヘキ所ニシテ憲法ナキカ為ニ自然ト權限ヲ踰エ各自ノ勝手ニ走ルノ弊ナキヲ保タス故ニ適度ノ如何ハ僕之ヲ答フルヲ得ス

三吉は、公選民会を開くことは天皇の意思であるので勅諭をもって行うべしとしながらも公選民会の道理を理解できる人民は国民の一パーセントにも満たないと指摘し、その原因を「確定ノ憲法」がないからだとしている。「憲法」がないから人民は権限を超えて「各自ノ勝手ニ走ル」のであり、それを鑑みると現状の人民の開化の程度を答えることはできないと述べている。

ここでいう「憲法」とは府県会規則のことであり、三吉は議会の権限を定めた規則を先に施行すれば人民開化の程度は進んで公選民会を開くに値する程度にまで成長するのではないかと考えていたようだ。<sup>(88)</sup>

このように、第二次会は各議員の演説に時間を費やしたため、議員同士が議論を交わすということではなかったが、主たる意見のほかにも地方民会不要論や折衷案が挙がるなど、第二次会の審議は他日とは打って変わって多くの議員が参加したものとなった。

しかし、この日の議事を前掲の表でみると、別の姿が見えてくる。七月八日の議事録によるとこの日に発言した議員は計三九名で、確かにこれは先に書いたとおり、期間中を通じて最も多くの議員が発言した日であった。しかし、演説内容が既出のもので議事録では省略されてしまった議員が一七名いること、発言しなかった議員が二二名もいることを考えると、地方民会事案について持論を抱いていた地方官はそれほど多いわけではないことが窺える。また、この日に発言した議員は以前の審議でも幾度か発言しており、これまで一度も発言してこなかった議員はこの日も発言しない傾向にあることを考慮に入れると、木戸が従来と審議の方法を変えて議員に演説を促さなければ、発言者は

従前と同じ程度の人数に納まっていたのではないだろうか。そのように考えると、議場が野次の飛び交う場であったことを考慮しても地方民会議案は一部の地方官が盛り上がっていただけで、多くの地方官にとって特別に関心が高い事案というわけではなかったと評価することができる。

さらに視点を、公選民会案派に絞って見てみる。この場合の公選民会案派とは決議で公選民会案に賛成した二一名を指すが、そのうち一六名がなんらかの形で発言しており、比率としては高いものとなっている。藤井千尋、伊藤謙吉、石黒篤、大久保一翁を除く一七名が、明治七年から九年にかけて三年連続で政府に対して公選民会創設の建白書を提出するほどの筋金入りの民権派地方官であることを考えると、民権派は地方民会議案にターゲットを絞って意見を主張しているといえる。

さて、計三九名による演説は午後三時四〇分に終わり、四時に開かれた第三次会では採決が行われた。投票の結果は、三九対二一で区戸長会案に決定した。しかしその内訳をみると、区戸長会案に賛同した者の中には区戸長会と公選民会を混ぜてもよいとする者が二人、地方民会を開くこと自体に反対だが開くならば区戸長会を推した者が一名いた。公選民会案に賛同した者の中にも当面の間は区戸長会とする者が八人、公選を是とするが今日の開化の程度については可否を言わない者が一人いた。神田孝平は、演説のとおりに折衷案に票を投じていた。二者択一の採決であるにもかかわらず七通りの回答が出たこと、民権派の筆頭であったはずの神田が折衷案を投じたことを考えると、地方官達が区戸長会案と公選民会案の間で揺れ動いていたことが読み取れる。

この日以降、山場を過ぎた地方官会議は急速に元の姿に戻っていく。すなわち、条文の細目を審議した九日から従来どおり少数の議員だけが積極的に発言する状態に戻っていった。結局、政府側と民権派が激しく争った多数派工事は八日に審議された「区戸長会案か公選民会案か」のためだけに使われ、本来一番議論がなされるべき条文の細目については多くの議員は興味を示さなかったのである。先に示した表を見ると、八日については発言者が多いものの

一日までの地方民会議案の審議期間における各議員の発言数の総計は、他の議案と同様に幹事と二、三の議員だけが目立つ結果となっているのが分かるだろう。

なぜ、地方民会議案以外では議員の発言が極端に少なかったのか。原因を推察する一助として、議会全体をとおし発言数が多かった議員の大半が幹事であることが挙げられる。中島、神田、柴原は会議全体の幹事、藤村、中野、渡邊昇、楠本正隆、渡邊清は各組の幹事であり、彼等は議員の互選によって選ばれていた。鹽谷の『回顧録』によると、議員達の幹事に対する態度は「幹事等か賛成の意見を述べた之に應ずるもの多く不賛成者あれば忽ち攻撃に逢ふ<sup>(90)</sup>」状態だったという。多くの議員が議論を幹事任せにし、またその意見に無条件に賛意を示す状況は偶然ではあり得ず、議員達が皆ひとつの意思の影響下にあった可能性が考えられる。それを考察するには、幹事に選ばれた議員と選ばれなかった議員の違いをより深く検証していく必要があるだろう。

## 五 おわりに

以上、ここまで木戸の日記および書翰と議事録を元にして考察を進めてきた。その結果、『木戸孝允文書』や『木戸孝允日記』からは区戸長会案を通すために積極的に事前準備と裏工作を行う「政治家」としての木戸が窺える一方で、『地方官会議日誌』の議事録からは議論が紛糾したからといって安易に議長権限で審議を打ち切って採決を取ろうとせず、小会議や日程を延長してまで意見を取り纏めることに専念する木戸の議長然とした姿が見えてきた。

不本意に地方官会議議長の役目を仰せつかった木戸にとって、優先すべきは地方民会議案である区戸長会議案で決することと、とにかく会議を成功裡に終わらせて先例をつくることであった。伊藤宛書翰の中に地方民会議案以外の議題についてはほとんど言及されていないことが、当時の彼の関心が極めて限定されていたことを物語ってい

る。ならば、会議の中と外で見せる全く正反対の姿は、体調不良も相まって政府内での影響力も本人の政治的野心も減退していった「政治家木戸孝允」の、最後の踏ん張りの姿であったとはいえないだろうか。

一方の地方官は、熱心に発言して議論を主導する者、まれに発言する者、審議に全く参加しない者の三層に分かれていた。地方民会議案では自らの見識と経験に基づいて発言する者も多くいたことは見逃してはならない事実ではあるが、地方官会議の正念場だった議案ですら発言しなかった地方官が全体の三分の一もいたことは、地方官会議を民権派が主張するような立憲政体における下院と見做したとしても、その本来のありかたからほど遠い有様だったといえる。

政府側地方官と民権派地方官は、地方民会を区戸長会にするか公選民会にするかという一点に固執し、多くの議員は条文の細目に注意を払わなかった。立憲政体の根本である議會を定める議案の条文に対して多くの議員が参加しての活発な議論が起きないことは、立法府としては本末転倒である。その点において、民権派地方官の多くは衆議を集め代議する議員としては未成熟であったと言わざるを得ないだろう。

- (1) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻（有斐閣、昭和三五年）。
- (2) 渡辺隆喜『明治国家形成と地方自治』（吉川弘文館、平成一三年）。
- (3) 我部政男、広瀬順皓、西川誠編『明治前期地方官会議史料集成』（柏書房、平成八年）第二期第六巻巻末所収。
- (4) 飯淵靖久『明治初期の議事機関設立の試み——太政官召集の地方官会議の場合』（国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』平成九年八月号）。
- (5) 水野京子『第一回地方官会議開催過程における左院と地方官』（青山学院大学『紀要』第四五号、平成一五年）。
- (6) 神崎勝一郎『内務省地方行政と地方官会議…河川対策を中心として』（日本法政学会『法政論叢』第三八巻第一号、平成一三年）。

- (7) また、四等官である地方官は参議や大輔など政府の中枢にいた官僚に比べ残存している史料が乏しいことから、地方官個人を焦点にした研究が人物史以上に踏み込めない点も、従来の研究の視点から脱却できていない一因と思われる。
- (8) 大霞会内務省史編集委員会『内務省史』(大霞会、昭和四十六年) 第一卷九〇頁。
- (9) 国立公文書館所蔵『公文録』壬申一〇月大蔵省伺一―一二。
- (10) 「地方官会同満期ニ付地方官員帰県ノ伺」(前掲『公文録』明治六年五月大蔵省伺上―三八)では、地方官会同の顛末を「件々討論罷在候際井上馨洪沢栄一辞職相願候儀ニテ未タ討論決否之件々モ之有候」としている。未決事項に関しては「公文録」明治六年五月大蔵省伺上―三七「地方官会同決否ノ件々上陳」を参照。
- (11) 前掲『内務省史』第一卷九二頁。
- (12) 「地方官会議ヲ罷帰県附太政大臣演説」(国立公文書館所蔵『太政類典』第二編第一〇六卷、地方一二議會及区戸長一―四)。
- (13) 前掲『内務省史』第三卷八四七頁。
- (14) 前掲『公文録』明治七年第五卷各課局伺には、制度掛が作成した憲法および規則の草案が収められている。
- (15) ただし、松岡は七月二二日に四等議官尾崎三良と交替している。
- (16) 「明治七年太政官第一〇七号達」(国立公文書館所蔵『明治詔勅』自明治元年至同二十九年十二月・乾)では延期の理由について「御都合之筋有之」とだけ記しているが、春畝公追頌会『伊藤博文伝』中巻(昭和一五年)では「偶々臺灣出兵に關し清國との談判を開きたる為め、一時中止となりたる」(九四三頁)とされている。
- (17) 前掲『明治七年地方官原本 上』一一月一八日条。
- (18) 日本史籍協会『木戸孝允文書』(東京大学出版会、昭和四一―六六年) 第四卷一一八頁。
- (19) 日本史籍協会編『木戸孝允日記』第二卷(東京大学出版会、昭和六〇年覆刻再刊) 四五三頁、明治六年一月二〇日条。
- (20) 民撰議院設立建白書が提出された際には、木戸は建白書内の政府を非難する文言に強い不快感を示しているが、内容自体にはおおむね賛意を示している。
- (21) 前掲『木戸孝允日記』第三卷、明治七年八月二五日条。
- (22) 前掲『木戸孝允文書』第五卷三五五頁、明治七年九月一五日服部一三宛書翰。
- (23) 前掲『木戸孝允日記』第二卷四五三頁、明治六年一月二〇日条。

- (24) 木戸が議長就任の打診を受けたのがいつかは明確ではないが、前掲『木戸孝允日記』明治八年六月一四日条には「地方會議の議長廣澤一條云々等に付御評議」(第三卷一八四頁)とあることから、この日であると推測される。
- (25) 実際、會議の期間中を通して木戸はほぼ毎日伊藤へ書翰を送り、あるいは直接会って議案について相談をしている。
- (26) 前掲『木戸孝允日記』第三卷一九一頁、明治八年六月二日条。
- (27) 前掲『木戸孝允文書』第六卷一九一頁、明治八年七月二〇日青木周藏宛書翰。
- (28) 前掲『木戸孝允文書』第六卷一九五頁、明治八年七月二〇日中井弘宛書翰には「于時當年は地方官之議院を開き不圖も弟議長を被命甚當感いたし申候乍去去年紛紜も有之候未承知仕候間辭退仕候譯にも參り不申」とある。文中の「紛紜」が、木戸が政府の台湾政策に激昂して下野したことを意味するのならば、木戸はかつて自分が固辞したこと政府に迷惑をかけたことに負い目を感じて議長の任を受けたとも推測できる。
- (29) 国立公文書館所蔵『明治詔勅』自明治元年至同二九年一二月・乾条。
- (30) 前掲『公文録』明治八年第十五卷明治八年一月一四日左院伺、一月一四日条。
- (31) 前掲『木戸孝允文書』第六卷一五三頁、明治八年六月二三日伊藤博文宛書翰。
- (32) 同右。
- (33) 前掲『木戸孝允日記』第三卷一九二頁、明治八年六月三日条。
- (34) 第十九条の削除は、後に傍聴人有志が地方民會議案の早期審議を求める建言書を地方官會議院に提出してきた際に拒否する法的根拠になったと推測される。建言書は、有志が建白書として元老院に提出したことで八日に地方官會議院に正式に到達するが、奇しくもその日は地方民會議案が審議に附された日であった。
- (35) 鹽谷良翰述、鹽谷恒太郎著『回顧録』(大正七年)には、木戸は「議事の前各幹事其外粒立ちやかましそうなるものを豫め自邸に招き議案の賛成を求め又不審するものには之を解説し是を承諾せしめ置」いたと記されている(三一六頁)。木戸が思想的に相反する立場にある神田孝平を訪れたのは、このような目的があったためと思われる。
- (36) この面会が功を奏したのか、地方民會議案の決議では三吉が造反したものの中野、宮城、久保、藤井が区戸長案に賛成し、神田は折衷案を提案している。
- (37) 前掲『木戸孝允日記』第六卷一九三頁、明治八年六月八日より一八日まで。
- (38) 前掲『木戸孝允日記』第六卷一九八頁、明治八年六月一九日条。

- (39) また日記によると、一八日に書記官及び幹事の布告があり、二〇日に議員の中から幹事が選出された。議員は事前に五つの組に分けられており、各々の組の中から幹事が一名が互選によって選ばれた。また同時に、会議全体の議事進行に携わる幹事が三名設けられ、得票数が一番多かった神田は幹事長に就任した。
- (40) 前掲『木戸孝允文書』第六卷の六月二〇日大久保利通宛書翰には「或は議員規則其外に付候而は随分議論不尠候」とある。また、六月二三日伊藤博文宛書翰には「昨日開院且々整頓議案第一条及決議申候憲法規則等に而議論百出甚やケ聞御座候處防壘を守り終に規則中へ落し入申候」とある。
- (41) 『木戸孝允文書』第十五卷の六月二四日大久保利通宛書翰には「此度之地方會議之規則等は至極不満足に被相察申候」(一五〇頁)と、伊藤と寺島を暗に批判する発言をしている。
- (42) 地方官會議は当時の官庁と同様に、一と六がつく日は休会と定められていた。
- (43) 前掲『木戸孝允文書』第六卷、六月二二日朝に認められたと思われる伊藤宛書翰には「警察書類儘に落掌」と記されている。
- (44) 国立公文書館所蔵『地方官會議日誌』第五卷、六月二二日条。
- (45) 前掲『地方官會議日誌』第二卷、六月一〇日条。
- (46) 以上、前掲『地方官會議日誌』第五卷、六月二二日条。
- (47) 前掲『地方官會議日誌』第二期・第一卷には「地方官會議傍聴録」が所収されている。傍聴録に残されている内容は議事録と異なっている部分があり、この場面では神田の疑問に答えたのは楠本となっている。また、議事録には残されていないが、このときに楠本は決議の際に二度起立してしまった旨を発言し、矢野は議論の内容が理解できないから一度も起立していない陳述している。(六月二十二日条)
- (48) 前掲『木戸孝允日記』第三卷二〇〇頁、六月二二日条。
- (49) 前掲『地方官會議日誌』第五卷、六月二三日条。
- (50) 前掲『地方官會議日誌』第六卷、六月二五日条。実際には、二七日には道路橋梁議案が衆議に附されたため、三〇日に順延された。(前掲『地方官會議日誌』第六卷、六月三〇日条および『木戸孝允日記』第六卷二〇三頁、六月三〇日条)
- (51) 前掲『木戸孝允文書』第六卷一五〇頁、六月二二日付伊藤博文宛書翰。
- (52) 前掲『木戸孝允文書』第六卷一五三頁、六月二三日付伊藤博文宛書翰。

- (53) 前掲『木戸孝允日記』第六卷二〇〇頁、六月二三日条。
- (54) 石井とは正院で直接相談するほか、議案の草稿を木戸宅まで持参するよう、書翰で要請している。(前掲『木戸孝允文書』第六卷一六二頁、明治八年六月二五日付石井省一郎宛書翰)
- (55) 前掲『木戸孝允文書』第六卷一五四頁、六月二四日付井上馨宛書翰。
- (56) 天保一〇年、丹後国の縮緬豪商小室佐喜藏の長男に生まれる。文久三年に等持院の足利尊氏像鼻首事件で徳島藩預かりとなる。明治元年に阿波徳島県徴士として上京、翌二年から五年まで岩鼻県権知事を務めた後、旧徳島藩主蜂須賀茂韶に同行して欧米を視察する。帰国後は左院三等議官に就き鉄道事業に興味を抱くが征韓論争に敗れて下野、民権派として板垣らとともに民撰議院設立建白書を提出した。(日本歴史学会『明治維新人名辞典』吉川弘文館、昭和五六年)
- (57) 前掲『木戸孝允文書』第六卷一五五頁、六月二五日付井上馨宛書翰。
- (58) 『木戸孝允文書』第六卷一五四頁、六月二四日付井上馨宛書翰。その後小室の謀が事実と分かると、「益残念なり」の言葉を残している。(一五六頁、明治八年六月二五日付井上馨宛書翰)
- (59) 傍聴人への説得工作は複数回行われたようで、木戸の息がかかった県令が頻繁に報告を上げている。(同右、井上馨宛書翰)
- (60) 前掲『地方官会議日誌』第六卷、六月二七日条。
- (61) 議事規則第七條には、「元案ヲ異議スル者ハ其元案ノ存在スヘカラサルノ事由ヲ陳ヘ尋テ夫レニ代ヘル文ヲ別ニ發言スルカ又ハ全ク其條ヲ削除スルヲ明言スヘシ一人ノ異議ニ付本條ノ可否決定セサル間ハ他ノ異議ヲ主張」とある。(前掲『地方官会議』第二卷、六月一九日条)
- (62) 前掲『木戸孝允日記』の記述では三時に会議を終わらせ、天皇は三時五〇分に還幸したと記されている。(第三卷二〇二頁、六月二七日条)
- (63) 前掲『地方官会議日誌』第六卷六月二七日条には「明二十八日以後ノ日誌ハ決議ノ要ヲ記載スルヲ眼目トシ必スシモ審論ノ言語ノ寫シ出スヲ期セサル可シ」との達が残っている。現場の書記官の筆記が追いつかず、議事録と現実との齟齬が生じてきているからで、木戸は伊藤へ至急「却而新聞紙屋を入れ候方」(前掲『木戸孝允文書』第六卷、六月二五日伊藤博文宛書翰)を評決するよう求めている。
- (64) 小会議は、実際には七月三日に行われている。(前掲『地方官会議日誌』第七卷、七月三日条)

- (65) 前掲『木戸孝允文書』第六卷一六四頁、六月二七日付伊藤博文宛書翰。
- (66) 前掲『木戸孝允文書』第六卷二〇八頁、明治八年七月井上馨宛書翰。
- (67) 三吉に対しては「不当不障公至正之」の意見を述べて説得の上、梶山鼎介に三吉と鳥山の説得を依頼している。(前掲『木戸孝允文書』第六卷一七〇頁、七月四日付井上馨宛書翰)しかし、結局二人を翻意させることはかなわず、地方民会議案で二人は公選民会議案に賛同した。
- (68) 前掲『木戸孝允文書』第六卷一六四頁、六月二七日伊藤博文宛書翰。
- (69) 前掲『木戸家文書 第一回地方官会議書類』第二卷より「地方民会議問」参照。
- (70) 宮内庁書陵部所蔵『木戸家文書 第一回地方官会議書類』第一巻には、会議の議事日程予定が残っている。それによると地方民会議案は六月三十一日には審議入りする予定であったことから、直前になっても草案を送ってこない政府に対して木戸がいかに不満を募らせていたかが窺える。
- (71) 前掲『回顧録』三一四頁。
- (72) 大山綱良は特に態度が悪く、警察議案を審議中の二四日に唐突に地方民会議案の建議を行い木戸に「甚だ苦顔」をさせている。またある日には決議で両手を挙げるという行為をして、木戸は「激しく某(大山―筆者)の番號を呼び両手にてはとちらか分りません」と注意している。(前掲『回顧録』三二五頁)
- (73) 弘化三年、土佐国土佐藩出身。武市半平太の土佐勤王党に加盟、後に脱藩して長州藩の遊撃隊に加わり、その後は海援隊で活躍した。戊辰戦争に参加した後は外国官権判事や兵庫判事を勤めた後はヨーロッパへ留学する。帰国後は通商正、出納正、紙幣権頭、租税権頭を歴任し、神奈川県令に就任する。一年に自由党が結成されると副総理となつて板垣退助とともに自由民権運動を行った。(前掲『明治維新人名辞典』)
- (74) 天保元年、美濃国生まれ。京で牧善輔に漢学を、江戸で松崎慊堂らに儒学を学び、ペリー来航を機に杉田成卿・伊東玄朴に蘭学を学び、長崎に遊学する。幕臣として蕃所調書で務めた後に明治政府の一等訳官になる。その後会計官権判事、公議所副議長、制度取調御用掛、集議院判官を経て兵庫県令に就く。明治七年に設立された明六社の同人としても活躍した。(前掲『明治維新人名辞典』)
- (75) 天保三年、播磨国出身。長州征討の際に藩の参謀として参加するが、第二次征討では藩主脇坂安斐を説得して軍を止めて戦地には入らず、鳥羽伏見の戦いでは恭順の意を示した。明治二年、龍野藩を恭順論で纏めた功績が岩倉具視、大久保利通

- らに評価されて甲府県大参事に抜擢された。その後岩鼻県大参事、宮谷県大参事を経て明治四年に木更津県令、六年に兼印旆県権令を経て千葉県令となる。(前掲『明治維新人名事典』)
- (76) 弘化二年、黒瀬家の二男として肥後国に生まれる。藩主細川慶順に従って上京するが、八月一八日の政変に際して七卿とともに長州へ下り、脱藩して長州軍の軍監として禁門の変に参加する。明治維新後に藤村姓を名乗り、元年には内国事務局権判事、翌年には監察司知事として倉敷県に出張、ついで兵部省に出仕し、大阪府参事を経て山梨県権令、同県令に就任した。(前掲『明治維新人名事典』)
- (77) 天保一三年、斎藤家の子として江戸に生まれる。戊辰の役では仙台で榎本武揚の艦隊と合流して箱館戦争に参加、五稜郭で官軍に降伏した。明治三年の釈放後に従兄弟である中野誘の籍に入り、翌年九月には大蔵省七等官として新政府に出仕するが、井上馨の推薦により一月に山口県参事に登用される。七年には県令に昇進し、全国に先んじて地租改正を断行するなど近代化政策を推進したが、地方官会議に上京したきり帰らず、辞任して実業家へと転向した。(前掲『明治維新人名事典』)
- (78) 天保六年、肥後国大村藩出身。勤王組織三七士同盟に加わり国事に奔走し、戊辰の役では東征軍監および東征大総督参謀奥羽追討総督参謀として軍功を重ねた。明治新政府に出仕してからは民部官権判事、同権大丞兼三陸警城両羽按察使判官として東北地方の民政にあたり、明治四年巖原県権知事、大蔵大丞を経て七年に福岡県令となる。(前掲『明治維新人名事典』)
- (79) 天保九年、肥後国大村藩出身。藩校五教館の監察、頭取を務めるかたわら渡邊昇らと共に三七士同盟を結成する。維新後は長崎裁判所権判事兼九州鎮撫使参謀助役、明治三年には外務権大丞、明治五年には外務大丞から新潟県令に転じる。地方官会議後に東京府権知事に就任して県議会の開設や地租改正推進などに努め、大久保利通から天下随一の県令と賞された。(前掲『明治維新人名事典』)
- (80) 天保九年、肥前国大村藩出身。尊王攘夷思想に傾倒して三七士同盟を結成、藩論を尊王攘夷に纏め上げる。長崎では坂本龍馬と会談し、薩長同盟の成立に尽力した。維新政府では長崎裁判所諸郡取調掛、待詔局主事、中弁、弾正大忠に就任。その後盛岡県権知事、大阪府大参事、大阪府知事を歴任する。(前掲『明治維新人名事典』)
- (81) 以上、前掲『地方官会議日誌』第八巻、七月八日条。
- (82) 前掲『地方官会議日誌』には、三吉周亮の意見の後に以下のように注を入れている。「是ヨリ以下諸議員ハ各自ノ見込ニニ随ヒ申ヲ是トシ之ヲ利トスルノ説ヲ演ヘタレトモ其歸著ヲ視レハ區戸長會ヲ今日ノ適度トスル者ハ大要渡邊柴原楠本二同

- シク公選民會ヲ適度トスル者ハ大要中島安場ニ同シ故ニ堂々ト演説シタル長論アレトモ皆一概ニ之ヲ習シ専ラ執レヲ是トスカフ記シ只々其ノ所説ノ趣ニ於テ稍々前者ニ同シカラサル者ノミヲ撮記スルナリ」(第八卷七月八日条)
- (83) 天保五年、長門国美禰郡大田村出身。幕末の間は木戸の連絡係として重用され、維新後は初代京都府知事長谷信篤の補佐として遷都後の京都府に出仕する。議政官試補、徴士、議政官、権弁事を経て京都府参事として地方官会議に臨む。(前掲『明治維新人名事典』)
- (84) 以上、前掲『地方官会議日誌』第六卷、七月八日条。
- (85) 日本史籍協会編『續日本史籍協会叢書 島津久光公實記』(東京大学出版会、一九六八年)第三卷二九七頁、明治八年六月二〇日条。
- (86) 以上、前掲『地方官会議日誌』第八卷、七月八日条。
- (87) 天保一二年、萩藩寄組増田伊豆氏の四男に生まれるが、長府藩士三吉造酒の養子となる。若年ながら長府藩家老に就任、坂本龍馬の思想に共感して都から追放された五卿を藩主の了解を得ずに受け入れるなど薩長和解の下地を作る功績を上げた。明治時代に入ると権参事に、七年鳥取県権令、続いて県令に昇格する。(末弘錦江『防長人物百年史』山口県人会、昭和四一年)
- (88) 三吉が治めていた鳥取県は前任の関義臣参事が明治五年四月に「議事大体条例」によって区戸長による地方民会を創り、三吉が明治七年三月に「議事条例」と改定して区戸長と代議人の官民混同体制となった。(鳥取県編『鳥取県史』近代第二卷政治篇、昭和四七年、一九、二〇頁) 三吉の発言は、そのときの経験を基にしているものと思われる。
- (89) 議案に対する賛否を起立で表明する後の議会と違い、賛否を記した朱書を議長に提出するという形式をとったことも、七通りの意見が現れた一因である。
- (90) 前掲『回顧録』三一六頁。

鈴木 紀彦 (すずき のりひこ)

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域 近代日本政治史